

# 第1章 学校施設長寿命化計画の背景・目的等

## (1) 背景

本市における大部分の学校施設は、新築から40年以上が経過しており、建物の老朽化が広範囲にわたって顕著になっている中、恒常的に修繕の対応に追われています。また、厳しい財政事情の下では、老朽化した全ての学校に対して、多額の費用を要する建替え工事を短期間で集中的に実施することは事実上困難な状況にあります。一方で、雇用や産業の多様化、国際競争の激化や進歩の著しいICT分野への的確な対応が求められる現状において、時代の変化に適応した教育環境の充実が不可欠な状況にあります。さらに、少子高齢化対策の一環として、学校施設を拠点とした地域社会の機能維持についても、その重要性が年々高まっています。

このように、本市の学校施設に対しては、教育環境の充実、地域拠点機能の維持・向上も視野に入れながら、老朽化の現状を把握した上で、本市の財政事情を踏まえつつ、適切に学校施設の老朽化対策に取り組まなければならない状況にあります。

## (2) 計画策定の目的

本市においては、平成29年3月に武蔵村山市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）を策定し、武蔵村山市公共施設等再生ビジョンとして「総量抑制」、「最適配置」、「公民連携」を掲げて、公共施設等の管理に関する基本的な考え方としています。加えて、総合管理計画では、第6章において、個別施設計画として、各施設の将来の方向性と平成29年度から令和8年度までの具体的な取組を示しています。

また、令和2年度には、総合管理計画で対象とした建築系公共施設について、劣化状況調査を実施して各施設の老朽化状況を把握し、修繕等の必要性や緊急性の判断指標とするとともに、施設の在り方の方向性についても検証を行い、これらを踏まえ、施設の保全に係る具体的な計画として、武蔵村山市施設保全計画（以下「施設保全計画」といいます。）の策定を進めています。

武蔵村山市学校施設長寿命化計画（以下「本計画」といいます。）は、こうした取組の流れを受けて、施設保全計画とも連動しながら、学校施設に対する長寿命化対策の実施を軸に据えて、今後の学校施設の適正な規模や配置、施設整備の方針、当面の実施計画について定めるものです。

本計画によって、厳しい財政下においても学校施設の老朽化対策を計画的に実施し、児童・生徒の健全な成長に資する適切な教育環境の整備を推進するとともに、地域社会の豊かな暮らしを支えるための学校施設の機能を一層強化することを目指しています。

### (3) 計画の位置付け

本計画は、武蔵村山市公共施設等総合管理計画を上位計画とする学校施設を対象とした公共施設の個別施設計画として位置付けられます。また、本計画は、市の教育大綱・教育振興基本計画と整合を図って定めるものとします。

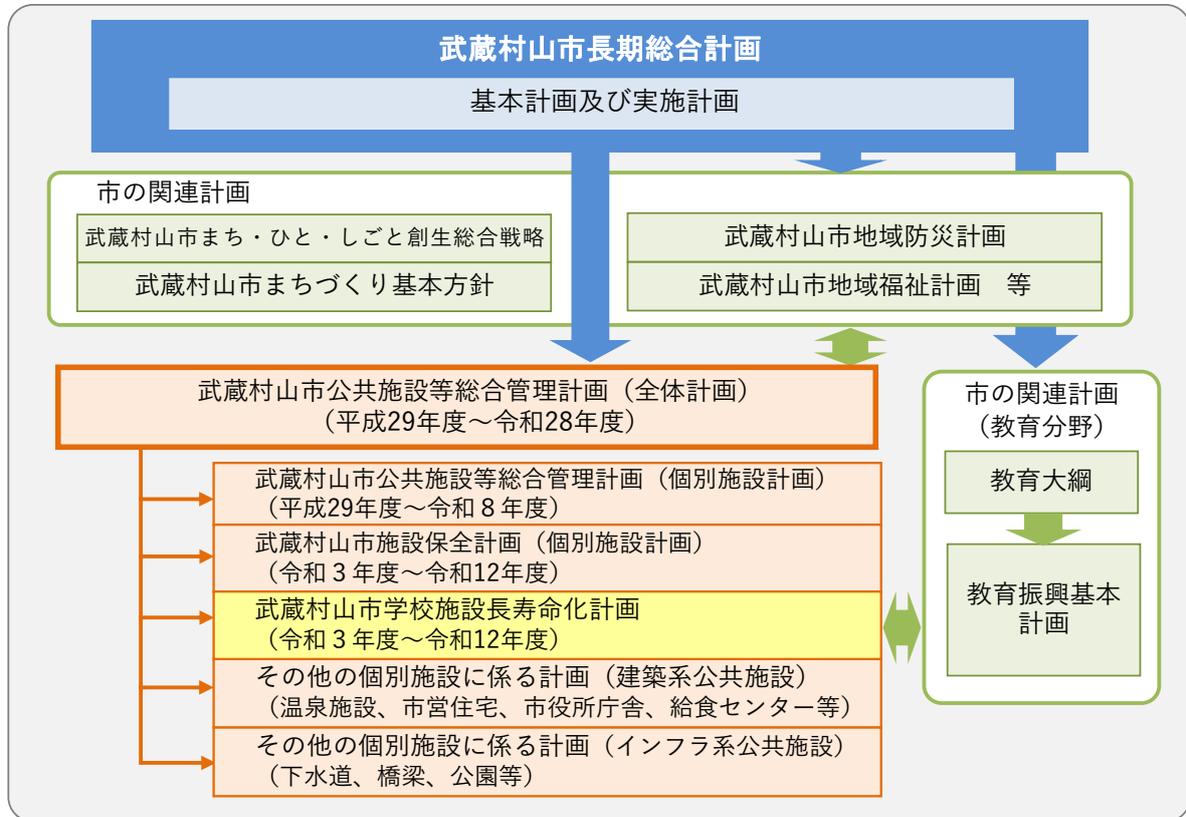


図 1 計画の位置付け

### (4) 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、児童・生徒数の変化、社会経済情勢、国の補助制度の動向等により早急な対応が必要な場合には、本計画を随時見直すものとします。

## (5) 対象施設

本計画における対象施設は、原則として令和2年度学校施設台帳に登載されている以下の施設とします。

施設類型と施設名	施設数
<小学校（校舎、体育館等、プール、グラウンド）> 第一小学校／第二小学校／第三小学校／第四小学校 <sup>※1</sup> ／ 第七小学校 <sup>※1</sup> ／第八小学校／第九小学校／第十小学校／雷塚小学校	9校
<中学校（校舎、体育館等、プール、グラウンド）> 第一中学校／第二中学校 <sup>※1</sup> ／第三中学校／第四中学校 <sup>※1</sup> ／第五中学校	5校

※1 次の学校の名称は、本計画において以下のとおりに略して表記します。

小中一貫校村山学園第四小学校 ⇒ 第四小学校

小中一貫校大南学園第七小学校 ⇒ 第七小学校

小中一貫校村山学園第二中学校 ⇒ 第二中学校

小中一貫校大南学園第四中学校 ⇒ 第四中学校